社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

ひ社協規程第２号

（趣旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会の役員、評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（役員等の報酬）

第２条　社会福祉法人ひたちなか市社会福祉協議会定款第10条及び第25条に基づき役員等に報酬は支給しない。

（費用弁償）

第３条　常務理事を除く役員等が、それぞれ関係の会議（理事会・評議員会を含む）に出席し、又はその職務に従事したときは、費用弁償として日額３，０００円を給する。ただし、ひたちなか市の特別職又は一般職を兼ねる役員には支給しない。

（委任）

第４条　この規程の施行に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１．この規程は、平成７年４月１日から施行する。

２．この規程は、平成９年４月１日から施行する。

３．この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

４．平成２９年１月２７日　一部改正

５．この規程は、公布の日から施行し、令和７年４月１日から適用する。